



平成 30 年 4 月 11 日

各 位

会 社 名 **スター精密株式会社**
代 表 者 名 取締役社長 佐藤 衛
コ ー ド 番 号 7718 東証第 1 部
問 い 合 わ せ 先 上席執行役員管理本部長
山梨 正人
TEL. 054-263-1111

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 5 月 24 日開催予定の第 93 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとしておりますが、すべての連結子会社と決算期を統一することで、グループ一体となった経営を推進するとともに、業績等の経営情報の適時・適切な開示により経営の透明性をさらに高めることを目的として、当社の事業年度を毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに変更するものであります。これに伴い、現行定款第 12 条（招集）、第 13 条（定時株主総会の基準日）、第 33 条（事業年度）、第 35 条（剰余金の配当の基準日）に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第 94 期は平成 30 年 3 月 1 日から同年 12 月 31 日までの 10 カ月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会 (招 集) 第12条 定時株主総会は毎年 <u>5月</u> に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。 (定時株主総会の基準日) 第13条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>2月末日</u> とする。 第14条～第17条 (条文省略)	第 3 章 株主総会 (招 集) 第12条 定時株主総会は毎年 <u>3月</u> に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。 (定時株主総会の基準日) 第13条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12月31日</u> とする。 第14条～第17条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
(事業年度)	(事業年度)
第33条 当社の事業年度は、毎年 <u>3月1日</u> から <u>翌年2月末日</u> までとする。	第33条 当社の事業年度は、毎年 <u>1月1日</u> から <u>12月31日</u> までとする。
第34条 (条文省略)	第34条 (現行どおり)
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当の基準日)
第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>2月末日</u> とする。	第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>12月31日</u> とする。
2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>8月31日</u> とする。	2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>6月30日</u> とする。
3. (条文省略)	3. (現行どおり)
第36条 (条文省略)	第36条 (現行どおり)
附 則	附 則
(<u>社外監査役の責任限定契約に関する経過措置</u>)	(<u>社外監査役の責任限定契約に関する経過措置</u>)
平成28年5月開催の第91期定時株主総会終結前における社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。	<u>第1条</u> 平成28年5月開催の第91期定時株主総会終結前における社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。
(新 設)	(<u>第94期事業年度の期間</u>)
(新 設)	<u>第2条</u> 第33条の規定にかかわらず、第94期の事業年度は、平成30年3月1日から同年12月31日までとする。
(新 設)	(<u>第94期事業年度の中間配当の基準日</u>)
	<u>第3条</u> 第35条の規定にかかわらず、第94期の事業年度の中間配当の基準日は、平成30年8月31日とする。
	(<u>附則の有効期限</u>)
	<u>第4条</u> 本附則第2条から本条は、平成30年12月31日まで有効とし、同日の経過をもって、これを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成30年5月24日(予定)
定款変更の効力発生日 平成30年5月24日(予定)

以 上